

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における小規模事業者の経営の安定化及び資金調達の円滑化を図るため、株式会社日本政策金融公庫(以下「公庫」という。)から小規模事業者経営改善資金融資及び普通融資(以下「融資」という。)を受けた者に対し、予算の範囲内においてその利子の一部を補助する補給金(以下「利子補給金」という。)を交付することに関し、勝浦市補助金等交付規則(昭和44年勝浦市規則第16号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 利子補給金の交付を受けることができる者(以下「交付対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に事業所を有する者であること。
- (2) 個人事業主にあつては、本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている者であること。
- (3) 市税等を滞納していない者であること。
- (4) 勝浦市商工会(以下「商工会」という。)から経営指導を受け、融資を受けていること。
- (5) 普通融資にあつては勝浦市創業支援事業計画に基づく支援の対象となる者であること。

(利子補給の期間)

第3条 利子補給の期間は、融資の最初の利子支払日の属する月から起算して5年以内とする。

(利子補給金の額)

第4条 市長は、交付対象者に対し、別表第1のとおり利子補給率及び利子補給限度額の範囲内において利子補給金を交付することができる。

- 2 前項に規定する利子補給金の交付は、商工会に対して利子補給金を交付することにより行うものとし、商工会に利子補給金を交付したときは、当該交付対象者に交付したものとみなす。
- 3 第1項の規定により交付する利子補給金の額は、毎年1月1日から12月31日まで(融資を受けた初年度は当該融資を受けた日から12月31日まで、最終年度は1月1日から償還を終了した日まで)の期間における融資資金につき、当該年融資残高に係る支払利息に対し、第1項の利子補給率を乗じて得た金額とする。

(利子補給金に係る請求等の権限の委任)

第5条 利子補給金の交付を受けようとする者は、交付申請、交付請求及び受領に関する一切の権限を商工会に委任するものとし、委任状(別記第1号様式)を商工会を経由して市長に提出しなければならない。

(利子補給金の交付申請)

第6条 商工会は、勝浦市小規模事業者融資資金利子補給金交付申請書(別記第2号様式)に次に掲げる書類を添えて、支払年の翌年1月31日までに、利子補給金の交付を市長に申請しなければならない。

- (1) 同意書(別記第3号様式)
- (2) 勝浦市小規模事業者融資資金利子補給金明細書(別記第4号様式)
- (3) 公庫が発行する返済予定表
- (4) 公庫が発行する支払済明細書
- (5) 交付対象者が法人の場合にあつては履歴事項全部証明書、個人事業主の場合にあつては住民票
- (6) 市税に係る滞納のないことがわかる書類(滞納のない証明書)
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(利子補給金の交付決定及び額の確定)

第7条 市長は、前条に規定する申請書の提出があつたときは、その内容を速やかに審査し、適正と認めるときは、利子補給金の交付決定及び額の確定を行い、勝浦市小規模事業者融資資金利子補給金交付決定及び額の確定通知書(別記第5号様式)により商工会に通知するものとする。

(利子補給金の交付請求)

第8条 商工会は、前条に規定する通知書を受け取った日から起算して15日以内に、勝浦市小規模事業者融資資金利子補給金交付請求書(別記第6号様式)により利子補給金の交付を市長に請求しなければならない。

(利子補給金の受領等)

第9条 商工会は、前条に規定する請求書により利子補給金の交付を受けたときは、交付対象者に利子補給金を速やかに交付しなければならない。

- 2 商工会は、前項の規定により利子補給金を交付したときは、勝浦市小規模事業者融資資金利子補給金支払報告書(別記第7号様式)により速やかに市長に報告しなければならない。

(利子補給金の返還)

第10条 市長は、次のいずれかに該当すると認める者に対して、交付すべき利子補給金の全部若しくは一部を交付せず、又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により当該通知又は利子補給金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱又は融資の貸付条件に違反したとき。

(3) [前2号](#)に掲げるもののほか、市長が不適当と認めたとき。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、利子補給金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年7月1日から施行する。

附 則(令和2年3月27日告示第51号)

この告示は、令和2年4月1日から施行し、改正後の勝浦市小規模事業者融資資金利子補給金交付要綱の規定は、令和2年1月1日から適用する。

附 則(令和3年4月1日告示第62号)

この告示は、令和3年4月1日から施行し、改正後の勝浦市小規模事業者融資資金利子補給金交付要綱の規定は、令和3年度分の予算から適用する。

附 則(令和4年3月28日告示第24号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1(第4条関係)

	区分	利子補給率	利子補給限度額
小規模事業者経営改善資金融資	設備資金	年1.0%以内	20万円
	運転資金	年1.0%以内	20万円
普通融資	設備資金	年1.0%以内	20万円
	運転資金	年1.0%以内	20万円

備考 複数の資金貸付けを受けている場合の利子補給限度額は、20万円とする。

印

印

法人にあつては、事務所又は事業所の
所在地、名称及び代表者の氏名

第2号様式（第6条関係）

年 月 日

勝浦市長

様

申請者 住所又は所在地

氏名 (名称)

(代表者名)

電話番号

勝浦市小規模事業者融資資金利子補給金交付申請書

勝浦市小規模事業者融資資金利子補給金の交付を受けたいので、勝浦市小規模事業者融資資金利子補給金交付要綱第6条の規定により下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額 金 円

2 件 数 ほか 名(社)分

3 対象期間 年 月 日から 年 月 日まで

第3号様式 (第6条関係)

同意書

勝浦市長

様

私は、下記の勝浦市小規模事業者融資資金利子補給金の交付を申請するに当たり、勝浦市小規模事業者融資資金利子補給金交付要綱第6条第5号及び第6号の書類について、市が公簿等で確認することに同意します。

記

1 資金の種類

2 資金使途

3 融資金額

四

4 融資期間

年 月 日から 年 月 日まで

年 月 日

利子補給金申請者

住所又は

所在地 _____

法 人 名

代表者又は

個人名

電話番号

第4号様式(第6条関係)

第4号様式（第6条関係）

勝浦市小規模事業者融資資金利子補給金明細書

債 務 者		資 金 の 使 途	償還利子の額 (a)	利子補給率 (b)	融 資 利 率 (c)	利子補給金の額 (a × b ÷ c)
住 所	氏名 (名称)					
合 計						

債 務 者		資 金 の 使 途	利子補給 金 の 額	不 交 付 の 理 由
住 所	氏 名 (名称)			
合 計				

第 6 号様式（第 8 条関係）

年 月 日

勝浦市長 様

所在地
名 称 印

勝浦市小規模事業者融資資金利子補給金交付請求書

年 月 日付け勝浦市指令第 号にて通知のあった 年分の利
子補給金を勝浦市小規模事業者融資資金利子補給金交付要綱第 8 条の規定により下
記のとおり請求します。

記

1 請 求 金 額 金 円

2 振込先口座

振 込 先	
預金種目	
口座番号	
口座名義	フリガナ

第7号様式 (第9条関係)

年 月 日

勝浦市長 様

所在地
名称

勝浦市小規模事業者融資資金利子補給金支払報告書

利子補給金を交付対象者に支払いましたので、勝浦市小規模事業者融資資金利子補給金交付要綱第9条第2項の規定により下記のとおり報告します。

記

1 支 払 額 金 円

2 件 数 件

3 添付書類 明細書及び領収書